

平成21年第1回

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成21年2月18日 開会

平成21年2月18日 閉会

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会

# 平成21年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月18日（水曜日） 第1号

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため出席した職員	3
開会	3
議席の指定	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
副議長の選挙	4
新副議長あいさつ	5
議案第1号から議案第10号まで10件上程、説明、採決	5
議案第11号及び議員議案第1号2件上程、説明	9
討論	
今井良博議員	10
杉山 茂議員	11
採決	11
議員議案第2号上程、説明、採決	12
閉会	12

## 議事日程

平成21年2月18日（水曜日） 午後1時30分開議

- 第1 議席の指定及び一部変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 副議長の選挙
- (第5から第14まで 説明一表決)
- 第5 議案第1号 平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 第6 議案第2号 平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第7 議案第3号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第4号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第8号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第14 議案第10号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- (第15及び第16 説明一表決)
- 第15 議案第11号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議員議案第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (第17 説明一表決)
- 第17 議員議案第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◎本日の会議に付した事件

- 第1 議席の指定及び一部変更  
第2 会議録署名議員の指名  
第3 会期の決定  
第4 副議長の選挙  
第5 議案第1号 平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
第6 議案第2号 平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
予算  
第7 議案第3号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）  
第8 議案第4号 平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計  
補正予算（第2号）  
第9 議案第5号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について  
第10 議案第6号 岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について  
第11 議案第7号 岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁  
償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
第12 議案第8号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例  
の一部を改正する条例の制定について  
第13 議案第9号 岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について  
第14 議案第10号 岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について  
第15 議案第11号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議會議員の報酬及び費用弁償に関す  
る条例の一部を改正する条例の制定について  
第16 議員議案第1号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議會議員の報酬及び費用弁償に関  
する条例の一部を改正する条例の制定について  
第17 議員議案第2号 岐阜県後期高齢者医療広域連合議會規則の一部を改正する規  
則の制定について
- 

出 席 議 員 (45人)

1番	成 原 嘉 彦 君	11番	太 田 松 雄 君
2番	大 野 通 君	12番	日 比 野 豊 君
3番	大 前 恭 一 君	13番	水 野 光 二 君
4番	伊 藤 義 彦 君	14番	白 木 義 春 君
5番	高 橋 滋 君	15番	可 知 義 明 君
6番	國 島 芳 明 君	16番	渡 辺 直 由 君
7番	木 本 新 一 君	17番	大 野 信 彦 君
10番	大 山 耕 二 君	18番	森 真 君

19番	山 田	豊 君	34番	木 小	君 君	之 喜
20番	平 野	元 君	35番	小 杉	君 君	茂 夫
21番	堀 孝	正 君	37番	岡 嶠	君 君	和 英
22番	井 上	則 勉	38番	室 戸	君 君	弘 道
23番	藤 原	敏 明	39番	坂 井	君 君	政 美
24番	日 置	誠 彦	41番	坂 赤	君 君	伸 仲
25番	野 村	彦 安	42番	日 井	下 戸	部 敬 吾
26番	松 永	清 正	43番	塚 今	塚 新 良	明 二
27番	松 原	秀 明	44番	井 赤	井 今	眞 公 博
28番	広 江	葉 貞	45番	江 边	江 渡	一 夫 尚
29番	稻 川	満 二	46番	安 渡	谷 口	君 君
30番	中 井	也 太	47番	安 渡		
31番	浅 成	健 基	48番	渡 谷		
32番	谷 飯	沼 满	49番			
33番						

#### 欠席議員 (4人)

8番	古 川	雅 典	君	36番	宗 宮	孝 生	君
9番	尾 藤	義 昭	君	40番	南 山	宗 南	之 君

#### 説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	細 江 茂 光 君	事務局長	山 口 嘉 彦 君
副広域連合長	小 川 敏 君	会計管理者兼会計課長	近 松 邦 雄 君
副広域連合長	土 野 守 君	総務課長	高 木 義 彦 君
副広域連合長	石 川 道 政 君	資格電算課長	遠 藤 知 明 君
副広域連合長	吉 田 弘 義 君	給付課長	矢 島 弘 治 君
副広域連合長	佐 藤 光 宏 君		

#### 職務のために出席した職員

書記長 川部昌洋 書記林昭義

#### 開会開議

午後1時33分開会

○議長（大野 通君） 定足数に達しておりますので、ただ今から平成21年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

---

### 第1 議席の指定

○議長（大野 通君） 日程第1、議席の指定及び一部変更を議題とします。

まず、議席の指定を行います。

今回当選されました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において、  
14番、白木義春君、15番、可知義明君、27番、松原秀安君、31番、淺井健太郎君、  
32番、谷村成基君、33番、飯沼 満君、46番、今井良博君、以上のとおり指定します。  
続いて、ただいまの指定に関連して、同条第3項の規定により、議席の一部変更を行います。  
お諮りします。議席番号34番から45番までの議席については、ただいまご着席のとおり  
変更するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまご着席のとおり議席の一部を  
変更することに決しました。

---

### 第2 会議録署名議員の指名

○議長（大野 通君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、議長において、13番、  
水野光二君、31番、淺井健太郎君、の両君を指名します。

---

### 第3 会期の決定

○議長（大野 通君） 日程第3、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日1日間と定めたいと思います。これにご異議あり  
ませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日間と決し  
ました。

---

### 第4 副議長の選挙

○議長（大野 通君） 日程第4、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推  
選によることとし、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名します。

副議長に日下部明伸君を指名します。ただいまの指名にご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、日下部明伸君が副議長に当選されました。

日下部明伸君が議場におられますので、本席から副議長選挙の当選人である旨を告知します。  
副議長からごあいさつがあります。43番、日下部明伸君

〔副議長日下部明伸君登壇〕

○副議長（日下部明伸君） ただいまは当議会の副議長ということでご推挙いただきました日下部明伸でございます。

何分にも浅学菲才でございまして、議長の補佐はもちろんでございますけれど、まずは議長の足を引っ張らないように誠心誠意心をこめて務めたいと思います。

どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますけれどごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

## 第5 議案第1号から第14 議案第10号まで

○議長（大野 通君） 日程第5、議案第1号から日程第14、議案第10号まで、以上10件を一括して議題とします。

これら10件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） 平成21年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたりまして、議員の皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、先の広域連合長選挙におきまして、改めて広域連合長にご推挙賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、昨年の4月から始まった後期高齢者医療制度は、被保険者であります高齢者の方々の気持ち、あるいは生活実態にきめ細やかな配慮が必ずしも十分でないとのご指摘もあり、県下市町村並びに議員の皆様には、被保険者のご理解を得るため、ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

本広域連合は設立から2年を経過いたしました。制度につきまして、いろいろ議論されておりますが、関係市町村の皆様と連携を密にして、高齢者の方々を暖かく支えることができるよう円滑な運営に努めてまいります。

ご存知のとおり、広域連合や市町村からの要望もあり、昨年の6月12日に政府・与党において、高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等についてが取りまとめられ、被用者保険の被扶養者の保険料軽減や保険料の特別徴収と口座振替の選択制の導入、75歳到達時の自己負担限度額の特例の創設などの見直しが行われました。

さらに、昨年の9月に設置されました高齢者医療制度に関する検討会において、法律に規定する5年後の見直しを前倒しして、より良い制度への改善に向けた検討がなされています。

このような状況の中、新年度は制度施行2年目となり、医療の給付費用が満年度化いたします。今期定例会には、これに対応した平成21年度予算案などを提案させていただきました。

それでは、今回ご提案いたしました議案第1号から議案第10号についてご説明申し上げま

す。

議案第1号は、平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ、2億5,895万2千円であります。これは、前年度に比べまして919万8千円、3.68%の増であります。

歳入の主なものといたしましては、分担金及び負担金として、市町村からの負担金2億3,744万6千円を計上しております。

歳出の主なものといたしましては、総務費として、職員の人事費や各種委員会の経費など、広域連合の運営にかかる費用を計上いたしました。

議案第2号は、平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,881億7,425万1千円であります。新年度は、医療費にかかる支給費が満年度化することにより、前年度より206億1,928万8千円、12.31%の増であります。

歳入の主なものは、市町村支出金として、被保険者から納付される保険料、療養給付費の定率負担や保健事業の負担金など317億6,678万円を、また、国及び県の定率負担、国の調整交付金や保健事業への補助金など国庫支出金587億2,764万7千円、県支出金148億5,431万6千円をそれぞれ計上いたしました。

さらに支払基金交付金として797億5,190万円を計上いたしましたが、これは74歳までの方が加入されております、医療保険者が社会保険診療報酬支払基金に納められた後期高齢者支援金の交付を受けるものです。

また、被用者保険の被扶養者でありました者の保険料の特例措置に伴う保険料軽減分及び低所得者に対する保険料軽減分の補てん等にあてるため、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金10億5,404万6千円を計上いたしました。

次に歳出の主なものといたしましては、総務費におきましては、被保険者証の更新のほかレセプトの電子化に伴います管理業務委託費、電算処理システムの運用業務に要する経費など5億2,118万7千円を計上いたしました。

また保険給付費につきまして、療養給付費、療養費、高額療養費などの給付費用が満年度化することにより、前年度と比べ208億8,044万6千円増額した1,861億1,815万6千円を計上いたしました。

さらに保険料収納不足等による財政への影響に対応するため、県財政安定化基金への拠出金として1億5,838万5千円を、健康診査など保健事業費として3億8,251万9千円を計上しております。

議案第3号は、平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ257万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億2,481万3千円とするものであります。

歳入の主なものは、特別会計の事業費の一部が国庫補助の対象となるため、繰入金において、264万8千円を減額するものであります。

歳出の主なものは、歳入の繰入金と同額を民生費の特別会計への繰出金において減額するものであります。

次に議案第4号は、平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補

正予算であります。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ12億3,823万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、1,689億2,806万8千円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金において、13億1,143万2千円を増額するものです。

これは政府・与党によります特別対策に伴う保険料軽減等の財源として、国庫支出金において、特別調整交付金を計上しましたが、国の平成20年度第1次補正予算によりまして、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で措置されましたことから、特別調整交付金を6億

6,359万8千円減額し、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金に、7億2,554万5千円を計上いたしました。

また、平成21年度における被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する保険料軽減の継続及び低所得者に対する保険料軽減等にかかる国の財源補てんにより、国庫支出金として高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を12億4,948万5千円計上しております。

歳出の主なものは、一般管理費において事業の見直し等に伴い、1,125万2千円減額し、また歳入に計上いたしました高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金に積み立てることから、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金に12億4,948万5千円を計上いたしました。

次に議案第5号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の一部改正に伴い、職員の勤務時間を改めるものであります。

議案第6号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うものであります。

議案第8号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、平成21年度において、被用者保険の被扶養者であった方の保険料の特例措置の継続及び低所得者に対する保険料軽減措置を実施することに伴い、国の平成20年度補正予算において措置される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金に積み立てるため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、被保険者の保険料について、所得の少ない方の保険料負担の軽減を図るため、所要の改正を行うもので、平成21年度から均等割額の7割軽減世帯に属する被保険者で、被保険者全員が各種所得の金額及び他の所得として計算される所得の金額がない場合、軽減割合を9割とし、さらに基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない場合、所得割額を5割軽減する

ものであります。

また、被用者保険の被扶養者であった方については、平成21年度においても引き続き保険料の特例措置として、均等割額の9割軽減を継続するものです。

次に議案第10号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてであります。

これは、現在その任にご努力をいただいております、舟口憲雄さんの任期が3月27日に満了となりますので、その後任に阿部隆正さんを公平委員会委員として選任したいと存じます。

阿部隆正さんは、現在大垣地域公平委員会委員を務めておられ、地域行政に貢献しておられます。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

以上、今回ご提案いたしました議案第1号から第10号についてご説明をさせていただきました。今後とも、高齢者の方々に安心していただけるよう制度運営において、市町村との連携を密にして進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大野 通君） これら10件に対する質疑の通告はありません。

○議長（大野 通君） これら10件に対する討論の通告はありません。

○議長（大野 通君） これより、採決を行います。

まず、議案第1号を採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第2号を採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第3号を採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第4号を採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

○議長（大野 通君） 次に、議案第5号を採決します。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。
- 議長（大野 通君） 次に、議案第6号を採決します。お諮りします。  
本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。  
〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。
- 議長（大野 通君） 次に、議案第7号を採決します。お諮りします。  
本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。  
〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。
- 議長（大野 通君） 次に、議案第8号を採決します。お諮りします。  
本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。  
〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。
- 議長（大野 通君） 次に、議案第9号を採決します。お諮りします。  
本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。  
〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。
- 議長（大野 通君） 次に、議案第10号を採決します。お諮りします。  
阿部隆正君を公平委員会委員に選任することについては、これに同意するにご異議ありませんか。  
〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕
- 議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、阿部隆正君を公平委員会委員に選任するについては、同意と決しました。

---

### 第15 議案第11号及び第16 議員議案第1号

○議長（大野 通君） 次に、関連いたしますので、日程第15、議案第11号及び日程第16、議員議案第1号を一括して議題とします。

順次これら2件に対する提出者の説明を求めます。広域連合長、細江茂光君。

〔細江茂光君登壇〕

○広域連合長（細江茂光君） それでは、議案第11号についてご説明をさせていただきます。  
議案第11号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

今回ご提案いたしますのは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定の整理を行うものであります。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大野 通君） 5番、高橋 滋君。

〔高橋 滋君登壇〕

○5番（高橋 滋君） みなさんご苦労様でございます。大垣市の高橋でございます。本日提案させていただきました、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

平成20年4月から実施されました後期高齢者医療制度は、75歳という年齢で区分し、年金から保険料を強制徴収するなど、高齢者に過酷な負担を生じさせ、高齢者の暮らしと健康保持に重大な影響を及ぼしております。

全国の地方議会では、昨年12月4日現在で、662議会が高齢者の暮らしと健康保持に影響を及ぼす本制度に対して廃止、見直しなどを求める意見書を採択し、国に提出をされております。

しかしながら、こうした現状があっても広域連合議会議員においては、所属する各市町村から報酬を受け取り、さらに広域連合からも報酬を支給されることとなっております。

住民感情、とりわけ、これまでわが国の繁栄を支えてきた高齢者の気持ちを考えますと、金額の多寡を問わず、こうした報酬のあり方がこのままよいのか疑問を感じ、広域連合の報酬の受け取りを断固拒否するべきだと考えております。

そこで、本条例の改正により、報酬の廃止を実現し、少しでも高齢者の気持ちにお答えすべきことではないかと思っておるところでございます。

以上提案をいたしました、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきましたが、何卒どうぞよろしくご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願いして、説明を終わらせていただきます。

○議長（大野 通君） これら2件に対する質疑の通告はありません。

○議長（大野 通君） これより、討論を行います。討論の通告がありますので、順次これを許します。46番、今井良博君。

〔今井良博君登壇〕

○46番（今井良博君） それでは、ただいま提案がありました、議員等に対する報酬の支給廃止の条例改正につきまして、私は反対の立場で討論させていただきます。

ただいまの高橋議員から提案がありました前段部分につきましては、私もそういう気持ちを持っております。制度そのものに対する問題はあると思いますが、この議員等に対する報酬につきましては、地方自治法に規定のとおり議員報酬を支給すべきであると法律に定められておるところでございます。

また、報酬につきましては、いろいろな議論があると思いますけども、実際にはそれぞれの市町村によって報酬は決定されておるわけでございまして、いろいろな額があるわけでございます。

私も当時職員でございまして、30万円ぐらいの給料でございましたが、この職に就きましたから条例によりまして69万円という給料をもらうことになりました。ただ合併ができませんでしたので、現在は62万1千円という報酬でございます。

また、議員さんも現在9人になりまして、それぞれ19万3,500円という報酬で白川町

の議員さんは活動しておられます、それぞれの市町村によってその報酬額は違っているわけであります。そんなことを考えたときに必ずしも同じ報酬をいただいているとは思っておりませんし、また今回こうした後期高齢者医療広域連合議会という新しい仕事が増えたのでございます。そんなことから考えれば地方自治法の趣旨に則り議員報酬は支給すべきと考えます。

額については議論があるかもしれません、支給はするべきだというふうに思っております。24万2千人の被保険者の皆様方からすべての皆様がこれに大反対ということはないと確信しております。

また、我々と同じように、誠に申し訳ございませんが、広域連合長以下特別職員の報酬についてはそのままであるという提案でございます。こういったことについても議員のみの報酬を廃止することにつきましては、もう一考を要するのではないかというふうに思います。

私は発足当時の副連合長でございまして、提案者でございましたので、本日は敢えてこのことに対しまして反対の討論をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（大野 通君） 37番、杉山 茂君

〔杉山 茂君登壇〕

○37番（杉山 茂君） 大野町の杉山でございます。議長の発言をお許しいただき、この後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬を廃止することに賛成するものであります。

先ほどの高橋議員から発言がございましたように、後期高齢者医療制度が平成20年4月から開始され、75歳以上の高齢者に対する保険料が新たに加わり、年金暮らしの高齢者を今なお苦しめています。

国においては、制度の一部改正を行っておりますが、高齢者が納得できる内容ではございません。

地方自治法で議員に対して報酬を支払わなければならぬと規定してございますが、議員の提案のように、各市町村、自治体で報酬をいただいております。高齢者の心情を考えますと、広域連合議会議員の報酬は廃止すべきと思っております。

以上のことから、高橋議員が提案されました議会議員の報酬の廃止は、これまで国を支えてこられたにもかかわらず、新たな負担を強いられることとなっております高齢者の痛みを共に分かち合えることができると考え、本条例の改正に賛同するものであります。

以上終わります。ありがとうございました。

○議長（大野 通君） 以上で討論を終結します。

○議長（大野 通君） これより、採決を行います。提出の内容が重複しているところがありますので、提出者の説明順とは逆に、先に、高橋 滋議員から提出された議員議案第1号を採決します。

○議長（大野 通君） 本件については、これを原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大野 通君） 起立少数であります。よって、議員議案第1号は否決されました。

○議長（大野 通君） 次に、細江茂光広域連合長から提出された議案第11号を採決します。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決しました。

---

### 第17 議員議案第2号

○議長（大野 通君） 次に、日程第17、議員議案第2号を議題とします。

提出者の説明を求めます。19番、山田 豊君。

〔山田 豊君登壇〕

○19番（山田 豊君） 日程第17、議員議案第2号についてご説明させていただきます。

議員議案第2号は、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてであります。

提案いたしますのは、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることになりましたので、その場を全員協議会として、併せて所要の整備を行うものであります。

よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大野 通君） これに対する質疑の通告はありません。

○議長（大野 通君） これに対する討論の通告はありません。

○議長（大野 通君） これより、採決を行います。お諮りします。

本件については、これを原案のとおり決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野 通君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決しました。

### 閉議閉会

○議長（大野 通君） 今期定例会に付議されました事件は、すべて議了しました。よって、本日の会議はこれで閉じ、平成21年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時7分閉会

---

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議會議長

大野道

岐阜県後期高齢者医療広域連合議會議員

水野光二

岐阜県後期高齢者医療広域連合議會議員

浅井健太郎